

J A O E

Association Information

におい・かおり環境協会のご案内



【環境大臣指定試験実施機関】

 **JAEO** 公益社団法人 **におい・かおり環境協会**
Japan Association on Odor Environment

においとは?

五感の中で最も謎が多いといわれるのが「におい」を感じとる嗅(きゆう)覚です。におい物質は40万種類あるといわれており、敵の察知、求愛、環境の変化などのにおいを嗅ぎ分けることは、古来より生きる上で重要な情報源となってきました。

“いいにおい”と“悪いにおい”の違いとは?

いいにおいとは「香り」、「匂い」と言われ、経験や好みによって分かります。悪いにおいとは「臭気」、「悪臭」と呼び、人が不快と感じるにおいの総称です。一般的に、「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては臭気として感じられることがあります。また、感じ方には個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人にはいいにおいとして感じられても、他の人には悪いにおいを感じるということもあります。迷惑だと感じる人がいれば、そのにおいは「臭気」なのです。

今どんな問題があるの?

現代の生活では、火事を察知したり、食べ物が腐敗しているかどうかを、においを嗅いで判断することは少なくなりました。

そうかと思えば、家の外では、工場・事業場から出てくるにおいが気になったり、家庭でもトイレやキッチンのにおいがあつたり、さらには体臭や口臭など、実はにおいで悩んでいる人は数多くいます。

これらのおいには原因が様々なので、まず問題となっているにおいの発生源を調査します。次ににおいの発生量の抑制や拡散希釈を行い、最後に吸着法や燃焼法などの脱臭方式の中から専門的見地で装置等を選ぶことが正しい解決法です。しかし、残念ながら脱臭効果や消臭効果に疑問がある商品も多く見受けられ、カンタンに最適な脱臭方法を選ぶことは難しい現状です。



今後どうすればいいの?

いいにおいは人によって好みが分かれますが、臭気に対しては、「身の回りから無くしたい」と皆さん意見が一致します。そこで、悪いにおいを減らし、本来あるにおいやかおりを楽しめる環境をつくるのが、快適なおい環境と考えられます。当協会では、快適なおい環境の形成を目指して、各種の事業活動を行っています。



協会の設立趣旨

悪臭苦情件数が急速に増加しその解決が強く求められていた昭和44年に、当協会の前身である悪臭公害研究会がスタートし、昭和62年(1987年)4月に環境省所管の法人許可を受け、社団法人臭気対策研究協会として発足しました。

においは低濃度多成分の混合体であるため、その測定方法が非常に難しいといわれています。また、臭気が問題となるのは、畜産、化学工場、塗装、印刷、食品関係など、多くの業種が対象となります。さらに対策の手段も、原材料の転換、生産工程の見直し、脱臭装置の導入など多くの対策が用いられています。このように難しい課題の多いにおいの問題を解決していくためには、関係する多くの研究者、事業者、行政担当者などが集まり、取り組んでいく必要があります。

当協会はこれらの課題を解決するため、関連事業活動を積極的に推進し、快適な生活環境の保全及び産業の健全な発展に寄与することを目的に設立されたものです。

しかし今日では、臭気を防止するだけでなく、積極的に良好なかおり環境を創造し、快適な生活環境を保全することが求められています。このような状況に対応するため、当協会は平成15年4月1日より良好なかおり環境の形成を、事業の中に加え、同時に名称を「においかおり環境協会」と改正しました。

また、平成23年4月には、あらたに公益社団法人としての認定を受け、におい問題に関して社会的に貢献できる事業を展開していきます。

当協会のあゆみ

行政の動き

昭和44年12月	「悪臭公害研究会(現:(社)においかおり環境協会)」の設立	
昭和46年6月		悪臭防止法の制定
昭和62年4月	「社団法人 臭気対策研究協会(現:(社)においかおり環境協会)」として認可	
昭和63年6月	臭気官能法試験オペレーター養成コースの開催	
平成4年1月	環境庁認定「臭気判定技士(現:臭気判定士)」誕生	
平成7年4月	国家資格「臭気判定士」誕生	臭気指数規制の導入
平成15年4月	「社団法人 おい・かおり環境協会」に名称変更	
平成23年4月	「公益社団法人 おい・かおり環境協会」として新たにスタート	

事業内容

当協会では、においの測定・分析から、臭気対策の研究、快適なかおり環境の創造まで、においかおりに関する幅広い事業を行っています。

- 1 臭気判定士試験等の実施及び臭気判定士免状の交付に関する業務
- 2 においとかおりに関する測定・調査・研究の実施及び支援
- 3 においとかおりに関する技術の開発、知識の収集・整理及びこれらの普及
- 4 においとかおりに関する学会、講習会等の開催及び国内外との情報交流
- 5 良好なかおり環境の形成に向けた普及啓発活動
- 6 機関誌及びにおいとかおりに関する図書等の刊行
- 7 その他当協会の目的を達成するために必要な事業

国家資格「臭気判定士」

においを測る方法には大きく分けて2種類の方法があります。

一つはにおいの原因となる物質(例えばアンモニアや硫化水素など)を、機器を用いて測定する機器測定法。もう一つは人の鼻を用いてにおいの強さを判定する臭気指数の算定法です。

機器測定法はにおいの原因となっている物質が分かっている場合に、個々の物質濃度を効率よく測定することは出来ますが、複数の物質が混合されている場合には、個々の成分の合計とおいの強さが一致しないことが多く、においの総合評価はできません。

一方、臭気指数の算定法はにおいの発生源から採取した試料を、6人の嗅覚を使って何倍に薄めるとにおいを感じなくなるかを判定する方法で、悪臭苦情が発生している現場の感じ方と合致した評価をすることが出来ます。

いずれの方法もおいを測定する方法ですが、私たちが普段感じる「におい」とは、40万種類の中から複数の物質が混合されたものなので、日本では臭気指数による規制が広がっています。なお、国際的にみても人の嗅覚を用いた測定の方が主流となっています。

しかし、臭気指数の算定は人の鼻を用いるため、精度よくかつ安全に測定することが必要不可欠です。また臭気対策を行う上でも、正しい知識と技能が重要となります。そこで、においを専門とする環境保全のスペシャリストとして、国家資格「臭気判定士」(臭気測定業務従事者)が誕生しました。当協会では環境大臣から試験実施機関として指定を受け、試験事務を実施しています。



試験情報

受験資格 18歳以上(試験日において)

取得方法 臭気判定士の資格をとるには、年1回行われる筆記試験に合格することと、嗅覚が一般的な感度をもっているかを検査(嗅覚検査)し、合格する必要があります。筆記試験では、嗅覚概論、悪臭防止行政、悪臭測定概論、分析統計概論、臭気指数等の測定実務の5科目がマークシート方式で出題されます。

機関誌・図書出版

●機関誌「におい・かおり環境学会誌」

創刊：昭和45年4月(隔月刊 年6回)
規格：A4判 本文60～80頁
発行部数：2000部(会員に無料送付)

●図書出版

臭気判定士試験の参考図書ほか、多数の専門図書を取り扱っています(HP参照)。

情報発信・研修

全般について(初級～中級)

▶ 臭気判定技術講習会

“におい”について、法律から嗅覚生理、測定方法まで基礎から習いたい方や臭気判定士を目指している方などを対象として、分かりやすく学べる講習会です(毎年8～9月頃に開催)。プログラムは自由に選択でき、講義3日間と実技1日間に加え、時間と場所を問わずに受講できるE-ラーニングも開講しています。

最新の研究について(初級～上級)

▶ におい・かおり環境学会

におい・かおり環境学会とは、様々なにおいに関する研究や調査等を発表する場です。においに関する国内外の研究者、企業の方が一堂に会し、最新情報を収集することができます。また、学会に併設して機器展示会も同時に開催しています。(毎年7月～9月頃に開催)

対策・事例について(初級～上級)

▶ 臭気対策セミナー

昭和45年より、臭気対策を中心とした知識の普及を目指し、開催しているセミナーです。脱臭装置メーカーの方はもちろんのこと、事業場を指導している地方公共団体の職員の方などが参加しています。毎回様々なトピックスや対策事例などをテーマに開催しています。(毎年2月頃に開催)

臭気強度について(初級～上級)

▶ 官能評価研修会

分析機関の方や自主的な環境管理をしている方向けの研修会です。臭気強度判定は簡単ににおいの程度を判定できるものの、個人のばらつきがあり、現状では信頼性に欠ける指標となっています。そこで、臭気強度の信頼性向上を目指し、研修会では、標準試料を用いて、臭気強度判定のばらつきを抑える実技研修をしています(開催日は当協会ホームページを参照してください)。

測定・行政動向について(中級～上級)

▶ 技能向上研修会

測定上の留意点など、測定精度を維持・向上するために必要な情報について説明する測定実務者向けの研修会です。また、クロスチェックを行った機関に対し、臭気指数の測定結果の精度(ばらつき)や真度(確かさ)を評価します(毎年1月頃に開催)。



におい測定の精度を向上するための取り組み～臭気測定に関する事業～

臭気測定認定事業所の登録制度

臭気指数は行政判断や対策時など重要な場面で使われます。よって臭気指数を精度よくかつ安全に測定するためには、組織の整備、人材の確保、必要な器材及び試験室が備わっていることなどが重要なポイントとなります。

そこで、当協会では臭気に係わる測定が適切に行われることを目的として、平成5年4月から事業所単位の資格である「臭気測定認定事業所」の審査登録制度を設け、技術基準や設備基準等を満たす機関を審査・登録しています(申請随時受付)。

現在の登録事業所数(平成23年9月30日現在) 第1種 4事業所/第2種 76事業所

嗅覚測定に用いる器材推奨マーク制度

嗅覚測定に用いる器材の品質及び性能を検査し、品質及び性能が確認された製品に対して推奨マークを使用することによって、メーカーの自主的な品質向上を図るとともにユーザーへの情報提供を行い、嗅覚測定の精度の維持・向上に資することを目的としています。本推奨制度では、臭袋、試料採取袋、パネル選定用基準臭、その他嗅覚測定に必要な器材を対象とし、無臭性や保存性などを必要な項目を検査し、合格した器材を登録・公表しています(申請は随時受付)。



臭気指数測定の全国統一精度管理の実施

臭気指数の算定方法(嗅覚測定法)は、苦情対応には大変優れた測定方法ではありますが、人の嗅覚に基づく測定法であるため、その測定精度の管理が必要不可欠です。そこで、平成14年度より当協会では、全国の嗅覚測定法をしている分析機関を対象とし、統一精度管理(クロスチェック)を実施しています。同一の標準臭気ガスを配布し、各機関で測定されたデータを解析し、今後測定精度を維持・向上するために必要な情報と合わせて、技能向上研修会にて説明しています(7月募集)。

快適なおい・かおり環境の創造に向けて

においとかおりに関する功績者の表彰

におい・かおり環境の分野に優れた功績をあげられた個人または団体から「功労賞」、「学術賞」、「技術賞」、「におい・かおり環境賞」の4賞を委員会にて選考し、毎年表彰を行っています。



みどり香るまちづくり企画コンテスト

環境省では平成18年度より、まちづくりに「かおり」の要素を取り込むことで、良好なかおり環境を創出しようとする地域のまちづくりを支援することを旨とし、「かおりの樹木・草花」を用いた「みどり香るまちづくり」企画コンテストを実施しています。当協会も本事業の目的に賛同し、コンテストを共催しています。

かおり風景100選

環境省では、かおりのある風景をいっしょに、守りつづけている地域の方々を応援するため、全国から「かおり風景100選」を選定しました。当協会も選定段階から携わり、普及に向けて協力しています。

臭気対策に向けた取り組み～脱臭対策に関する事業～

脱臭ナビ ～ひと目で分かる「脱臭装置」選択ガイド～

工場、店舗から出るにおいを減らす手順としては、はじめに、においを出さない工夫(作業工程の見直し、原材料の変更、排出口の変更など)を行います。それでも周辺へのにおいが減らない場合には、脱臭装置の設置を検討することになります。しかし、各メーカーによって装置の表示項目が異なるので、どれが自社に適しているか選ぶことはとても難しいです。そこで、脱臭装置を公募し、第三者機関で同じ基準により各種装置を評価した結果を、無料公開しているサイトが「脱臭ナビ」です。当協会はこのサイトの運営・管理を行っています(<http://www.dashdb.jp/>)。

臭気対策アドバイザーの派遣

臭気対策アドバイザーとは、臭気対策に関する専門的知識があり、相談や処理の援助、知識の普及ができる技術者として、当協会が審査を行い登録した人をいいます。当協会は自治体や企業等から悪臭対策の相談があった場合に、登録された者の中から相談内容に応じて適切に対処できる人材を選定し、助言、指導にあたります(見積り無料)。

受託実績

- 各種業種の臭気調査及び対策(畜産、堆肥化施設、化製場、化学製品製造工場、食品製造工場、飲食店他)
- においの環境影響評価
- 臭気指数規制の導入のための検討調査
- 臭気指数の測定支援
- その他、特殊な臭気調査等



会員数

におい、かおりに関心がある方(個人・団体)はどなたでも入会できます。会員の種別と会費は以下のとおりです。会員数は平成23年11月1日現在のものです。

区分	種別	会員数	種別	入会金	年会費
正会員	営利法人	154	営利法人(株式会社、有限会社)で、社員も会員特典が適用	¥50,000	¥100,000
	公益法人	16	公益法人(財団法人、社団法人)で、職員も会員特典が適用	¥50,000	¥50,000
公共会員	個人	441	入会している本人のみ会員特典が適用	¥4,000	¥8,000
	第1種	40	都道府県、政令指定都市の本庁	0	¥40,000
	第2種		政令指定市以外の市、東京特別区の本庁	0	¥25,000
	第3種		町、村の本庁、中央省庁の地方支分部局、研究機関、出先機関、衛生管理組合等(第3セクターを含む)	0	¥20,000
第4種	公立・私立学校法人(図書館)		0	¥15,000	
学生会員	個人	3	入会している本人のみ会員特典が適用	0	¥4,000
賛助会員	団体1口	21	当協会の事業目的に賛同し、事業を支援する団体(法人)	¥30,000	¥70,000
	個人1口		当協会の事業目的に賛同し、事業を支援する個人	0	¥20,000

会員特典

- 機関誌「におい・かおり環境学会誌」の配布[隔月発行 年6回]
- 学会、講習会、研修会、セミナー等への参加費の割引
- 出版図書への割引配布
- 臭気測定認定事業所の登録申請費の割引
- 技術相談およびその仲介依頼(無料)
- 技術指導依頼料金の割引
- 機関誌への投稿資格
- 機関誌へ会社紹介記事の無料掲載
- 機関誌への広告掲載の会員割引
- 当協会Websiteの会員リストに無料リンク(営利法人会員及び公益法人会員)
- 各種情報の提供

入会の案内

におい・かおりに関心があり、当協会の活動にご賛同頂ける個人・法人の方々のご入会をお待ちしております。ご入会には、入会申込書に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申請してください。入会申込書は当協会ホームページにも掲載しています。